

西日本入会林野研究会 会 報

(第9号)

『入会林野の運営と生産森林組合』

(第9回シンポジウム)

〈報告要旨〉

- 生産森林組合の運営について 宗 繁巳 (1)
入会林野整備後の林業経営協業体の運営について 土 肥 邦 徳 (3)
入会林野と生産森林組合
一生産森林組合の森林経営適正規模を探る一 倉 橋 門生幸 (5)
沖縄県の入会林野整備について 篠 原 武 夫 (8)

〈シンポジウム〉

- I 入会整備前の諸問題 (12)
II 整備後の利用形態 (18)
III 生産森林組合の経営問題 (20)
IV その他の問題 (25)

〈大会記事・総会報告〉

1984. 6

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会

西日本入会林野研究会規約

生産森林組合の運営について

第一条(名 称) 本会は西日本入会林野研究会と称する。

第二条(目的) 本会は入会林野にかんする理論的実証的研究をすすめるとともに会員の親睦をはかることを目的とする。

第三条(事業) 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

学術研究会の開催

機関紙の発行

その他目的達成に必要な事業

第四条(会員) 本会は西日本(中・四国、九州)地方に居住する入会林野の研究者、実務家で本会の目的に賛成する者によって組織される。

第五条(事務所) 本会の事務所は福岡市早良区西南学院大学におく。

第六条(役員) 本会の役員として運営委員若干名をおく。

運営委員は本会の運営の任にあたる。

運営委員中1名を代表委員として本会を代表する。

運営委員は総会で選出しその任期は一年とする。

第七条(総会) 本会は毎年一回総会を開催し重要事項を決定する。

第八条(会費) 会員は毎年会費を納入しなければならない。

会費の額は総会で決定する。

長崎県下五島森林組合 宗 繁巳

生産森林組合所有山林の経営内容

単位: ha

組合番号	員数	内訳					森林資産	出資金額
		所有山林	直営造林	広葉樹林	組合員利用地	分収林		
1	357	170	46	16	30	78	10671	3570
2	73	51	-	-	-	51	-	730
3	118	2200	25	1,367	275	533	2517	1,180
4	184	293	205	88	-	0	26442	22080
5	45	52	2	-	-	50	-	450
6	79	220	55	112	22	31	1270	790
7	9	23	-	9	-	14	-	90
8	100	242	50	69	55	68	-	1000
9	97	359	20	134	90	115	-	970
10	79	201	33	86	25	57	-	790
11	101	65	25	21	-	19	-	1010
12	91	102	1	10	3	28	-	910
13	40	179	23	21	-	135	3845	400
14	26	360	21	66	95	178	803	520
15	58	360	23	66	169	102	-	1,160
16	71	311	31	25	75	180	-	1,420
17	74	150	12	74	50	14	-	740
計	1,602	5,338	572	2,224	881	1,653	45,543	37,810

1. はじめに

下五島地区、1市5ヶ町には入会林野が整備済みも含めて9,076 haある。全民有林2,251 haの40%を占めており、入会林あるいは生産森林組合所有林の経営は五島林業振興上重要な役割を担っているといえよう。昭和41年に入会林野近代化法が制定されてから、現在までに17集団が整備され、同時に生産森林組合へと法人化されている。

入会整備の理由としてあげられる主な動機は次の2点である。第1に登記名義人が代表者の個人名あるいは数十名から百数十名(しかも明治・大正時代の権利者全員)の共有名義になっていた。さらに大村藩の頃の郷制の名残りで○○郷という未登記のままのものもあり、林業経営を行っていく上で、将来、不都合が生じるという懸念があつたことである。所有権の安定確保のためにどうしても入会林野整備が必要であった。

第2は拡大造林が遅れ、非常に広葉樹林が多いが、これを一気に集落で造林することは到底不可能であり、分収林に提供して林地の利用増進をはかるほしかったことである。

2. 組織について

17組合の総組合員数は1,602人で、所有山林面積は5,338 haで、下五島森林組合管内の入会林野総面積に対して59%を占めている。内訳は直営造林が572 haで11%、広葉樹林が2,224 haで42%である。後者には人工造林以外の灌木地帯・原野等全てが含まれているが、福江島は四方海に囲まれており、特に外海に面したところ

は造林できず、広葉樹林の半分が造林不適地である。組合員利用地いわゆる有償・無償の形の個別貸付面積が889 ha、17%であり、さらに分収林、県・公社・公団それから地元の分収林等含めては1,653 haで所有山林面積に対する比率は31%となっている。

次に森林資産であるが、これは当地区の生産森林組合は設立時は土地のみを評価して現物出資し、森林は全く含まれていなかった。ここにあげているのは、設立後増資された数値である。

出資金の総額は3,781万円である。1口当たりの出資金は5,000円の組合が1組合、1万円が13組合、2万円が3組合あり、持ち分は全て平等である。

組合員の条件は地区内居住者とされているが、ただ1組合だけ地区内居住の必須条件の規定がなく、現物出資者が仮に地区外に転出しても誰か代理の人が世話をすれば、権利を認める組合がある。もちろん長崎県の中でもめずらしいケースである。

新規加入については各組合とも慎重であるが、大半の組合は分家までは認めている。加入金は最低3万円、最高10万円で設立後の加入者は1組合平均0.7人である。脱退は死亡・転出による法定脱退、それから老齢による自発脱退等があるが、当初の現物出資の評価額が低く、従って出資金の払い戻し金が少額であるということ多少の不満もある。設立後の脱退者は、1組合平均5.7人である。

3. 経営状況について

直営造林をもち経営基盤の強いと思われる組合は少ない。ほとんどの組合が資金・労働力・管理面での諸条件を消化できないために、県行造林・公社造林・公団造林あるいは地元との町行造林等の分収造林の比重が大きい。この5ケ年間の直営造林の面積は1組合平均2.6haにすぎない。

また組合員への貸し付け地の造林は1組合当たり52haで組合員1人当たりにすると0.55haになる。この制度は現物出資された組合所有地を割山的に各組合員均等に10a～20a、多い所で40aを利用させてるので、有償の場合は10a当たり500円を毎年徴収している。造林地の苗木1本につき5円を徴収している組合もある。共同作業のむずかしさと、個別経営の増進のために行われているものである。所有権を与える

ということは、組合所有地の喪失につながるのであまり好ましくないが、直営でできない場合は、組合員に利用してもらおうという趣旨である。

直営林の造林保育作業はほとんど無償で行われ、出役日数は年間平均7日間ぐらいである。ただし様々な事情で、労働力をいつでも提供できない場合、義務負担の公平をはかるため、出不足金を徴収して、運営費にあてている。しかし、この制度も、最近、批判が多くなり、また同時に仲間気分で効率も悪いなどの理由から特定作業員を賃金雇用している組合が2組合ある。この組合は経営についてかなり積極的である。

財務については、資金面では全くゼロから出発しており、しかも主伐収入は今後長期間望めない。こうすることで毎年の管理費の捻出に苦慮しているというのが全組合の実態である。賃金で作業を行っている組合も最近、手持資金がなく、やむなく造林融資に頼っている。

また運営資金として組合員から毎年2,000円～5,000円を徴収している組合が5組合ある。人数によっては相当額になるので、造林費あるいは管理費を差し引いて、残ったものを将来の増資にあてるというところもある。集落構成員=組合員ということで集落と生産森林組合は一体として、資金不足のときに集落の金を充てるという方法で処理している組合が7組合ある。構成員は同じでも組織は別であり、それに対する経理処理の問題等々、今後適切な対応が必要ではないかと思われる。

総会・役員会等で、正規の事業計画をたてて運営している組合は9組合、その他の組合は必要に応じて協議して運営しているという状況である。経理事務の専従者をおいているのは2組合であり、多くは人材・費用面から当分専従者をおくというのは無理である。

4. 今後の課題

入会林野の整備の本来の目的は、農林業の利用増進をはかることであるから、造林適地については困難でも人工造林を行う。それと同時に、当地区においても間伐期の森林が実際に10,000ha余にも及び相当量の利用間伐材ができるが、現在、島外より運賃4,000円～6,000円をかけて入ってきており、これに対抗するためにはコストダウンを図らなければならない。林道・作業道の開設が必要不可欠である。

第2に生産森林組合の定款の中で規定されている地区の問題であるが、町内の郷・1集落の範囲にしばっているため、比較的近接地へ転居した場合、組合脱退という問題が起り易いので、

通勤作業可能な距離内まで地区の範囲の拡大を検討する必要がある。ただし、加入は従来どおり組合員の総意によって、最終的には理事会の決定によってなされる。

第3に各組合共、現在伐期到来の林分は乏しく収益は皆無といってよい。この苦しい中で固定資産税の支出割合は突出している。そこで、土砂流出防備保安林、水源かん養保安林等の保安林指定を促進して合法的に節税を図ってはどうかと思われる。

第4に当地区は分収林への依存度は高いが、実質分収に至るまでにはまだ長期間かかる。その間の組合運営資金として分収金の前払的な支給の途は考えられないかと思われる。

入会林野整備後の林業経営協業体の運営について

熊本県五木村 土肥邦徳

1. 五木村の概況

五木の子守唄で知られた五木村は、熊本県のほぼ中央に位置し、1,000mをこえる九州中央山地の急峻な山々に囲まれ、村の中心を日本三大急流の1つ球磨川の支流川辺川が流れその川辺川に沿って集落が点在している。

五木村の面積は25,205haにのぼり、この内山林が97%を占め、民有林の人工林率は57%である。標高220m～2,000mの急峻な山岳地帯で、年平均気温は15.3℃、年間の降雨量は2,500mm～3,000mmと多く、6月～7月に集中している。

現在五木村の人口は、昭和35年が最高でその後減少を続け過疎化が進んでいる。昭和56年に

川辺川ダムと水没補償基準の妥結により、57年58年と離村者が続出し、58年には2,872人となり、昭和35年と対比すると47%に減少している。

2. 五木村の共有入会林

五木村には記名共有林野が3,365haあり、このうち入会林の性格をおびたのは約2,000haである。その入会林の起りは五木村は相良藩時代に1人の庄屋を元に33人の地頭（旦那）によって統治され、全ての土地が所有されていた。その当時、集落住民は地頭の土地を借り、ソバヒエ・アズキなどをコバ作によって栽培収穫しその1部を地頭に上納していた。また地頭は集落民を5人組とか10人組等組に分け、それぞれ

の組がお互いに競い合うように分割統治していた。

入会林は地頭が論功行賞により、領地を分配したのが始まりのようである。明治期に地頭が租税の負担にたえかねて領地を地元住民に分配した入会林も多い。地頭が集落民に領地を分配する場合は、集落全体に分配する場合と5人組～10人組等に分配する場合があった。そして、これらの組山・共有林には地頭（旦那）の入会権がない事が特徴である。

このようにして集落に分配された集落入会林野は、カヤ等の材料としての草刈場としてまた焼き畑農用地として利用され、戦後30年代まで続いた。その後、高度経済発展によりカヤ場もなくなり、焼き畑等もすたれて行くにつれて一部は国・公社・公団・五木村との分取造林となり、また自力造林がなされているが、大部分については未利用のまま放置されている。

このような状況から、入会林野の高度利用の必要性を感じ、昭和52年度から入会林野等高度利用促進対策事業を実施した。

現在まで8集落の9集団1,376haの測量を完了し、この間登記完了したのは1集団113haのみである。その他については整備計画作成中である。

五木村は第1次林業構造改善を昭和45年度に実施し、集落ごとに協業体組織を結成し、現在もその組織の運営は続いている。よって、入会林野整備地区に入会林野特別対策事業を導入する場合、事業の実施については従来の集落運営組織がいかされ運営も円滑である。林構・林産集落振興対策事業等でも、すべて協業体を設けて運営する様に指導をしている。

したがって、生産森林組合の設立についても、今までの様な協業体で良いのではないかという意見が多い。こういう、うらには昔から集落全

体で共同による作業を行なう慣習があり、昔のままの運営方法でよいという事がある様である。入会権者としては新しい事慣れない事をする事は敬遠しがちである。

3. 栗鶴地区の整備事業

五木村の中央より北側にある栗鶴地区は、入会権者13名で集落の人口68人、入会権者の職業は農業従事者がほとんどである。後継者はトラックの運転手・土木作業員・森林組合の作業班員等によって収入を得ている。

入会林野の慣習は出損入損である。すなわち部落から出ていけば権利を失い、入って来ても権利は認めない。また入会地は個人分割利用はなされず、全て共同利用されていて権利は平等である。

入会林野の総面積は82haであり、その内訳は公団造林40ha、竹林1ha、栗園11ha、雑木林30haでこの雑木林について、遂次造林していく計画である。

整備後の形態については、今まで通り協業体組織で共有とするか、生産森林組合等の法人とするかという問題がある。この地区においても、入会権者の考え方は、旧来祖先から受け継がれ守られてきた入会慣習をくずすことはできない。また現在まで受け継がれてきた山林だから今後も入会慣習をもとに管理運営をしたいというところにある。

お互いの信頼関係はよく管理運営も現在のところ順調である。そのため、改まって生産森林組合の設立などという目新しい事をする必要はないというのである。

ところで、この地域は数年来、栗園造成11ha、拡大造林1haなど入会権者共同で事業を拡大してきている。これは13人の入会権者全てに後継者がおり、彼らに働く場をつくるためである。現在のところは栗も造林木も若齢林であり、多

くの収入は望めない。

しかし、将来栗園等の収益が増大していくことが見込まれる。その時期においては、生産森林組合等の法人を設立しておいた方が、税法上の優遇措置が受けられ得策である。資産状況についても、年々会計報告による把握が容易である。行政側との連絡もうまくいき、融資補助制度の活用面でも有利である。

こういう状況の中で栗園からの剩余金もわずかではあるが生じており、税法上みなし法人として取扱いをうけ、税金の申告義務が生じてきている。入会権者が法人化に最も難色を示しているのは会計面のことであるが、この様に共有によって整備を行なっても、協業体はみなし法人税の申告をしなければならないのである。

入会林野と生産森林組合

一生産森林組合の森林経営適正規模を探る一

高知県林業課 倉橋 門生幸

1. 高知県における入会林野整備

高知県における入会林野の整備は、従来すでに分割利用されているものについては個人分割に、また、直轄あるいは共同利用されているものについては、生産森林組合にという形態をとって行われてきた。

2. 高知県の生産森林組合

表-1. 高知県における生産森林組合（昭和57年度末）

生産森林組合全体	組合数		出資額		組合員数		經營面積		平均規模		
	組合	%	円	%	人	%	ha	%	円	組合員数	ha
形態別	分取契約による	67	40	50,002	25	1,959	42	1,529	33	746	29
	部分林設定による	70	42	60,275	31	1,476	31	1,368	29	861	21
	入会林整備による	29	18	85,578	44	1,288	27	1,775	38	2,950	44

表-1は、高知県における生産森林組合を設立形態別にみたものである。組合数において入会林整備による組合の占める割合は、組合総

数166に対し29の値か18%にしかすぎないが、一方、その經營規模においては、出資額は県全体の44%、經營面積も38%と他の組合に比べ

て大きくなっていることが入会林野整備による組合の特徴である。

次に県全体の生産森林組合の平均規模をみてみると、出資額は約118万円、組合員数は28人、経営面積は28haとなっており、単純に言えば組合員1人当たり約1haの山林経営を行っているといえる。

一方、入会林野整備による生産森林組合についてだけみてみると、出資額は295万円、組合員数は44人、経営面積は61haであり、1人当たりの経営面積は約1.4haとなっており、1人当たりの経営面積は県平均の1.4倍となっている。

なお、入会林野整備による生産森林組合の全国平均は、1組合当たり、組合員数88人、経営面積104haとなっており、1人当たりの経営面積は1.18haとなることから、高知県の生産森林

組合の経営規模は、組合当たりの面積では全国平均の59%とかなり低い値となっているものの、組合員1人当たりの経営面積では117%と平均を若干上回る状況にある。

3. 生産森林組合の適正規模に関するアンケート調査

生産森林組合は、それぞれその規模を異にしているが、果たして適正規模とはいがなるものであろうか。こうした点について現場組合の卒直な意見を求めるため、県下の各生産森林組合166組合を対象に郵送によるアンケート調査を行った。回答組合数は61組合で回答率は37%にとどまり、組合全体の正確な意向を把握したものとは言えないが、その傾向はつかめるとと思うので報告させて頂くことにする。

アンケート調査結果をとりまとめたものが表-2、表-3である。

表-2 生産森林組合に対するアンケート調査結果

生産森林組合の運営上、組合員数は何人位が適当とお考えですか。

	適当とする組合員数					回答のあった組合数計						
	10人以下	11～20人	21～50人	51人以上	わからない	組合	%	組合	%	組合	%	
回答のあった生産森林組合	組合 15	% 25	組合 22	% 36	組合 9	% 15	組合 7	% 11	組合 8	% 13	組合 61	% 100
形態別												
分取契約による	1	6	10	59	3	18	1	6	2	11	17	100
部分林設定による	11	34	9	28	3	9	4	13	5	16	32	100
入会林整備による	3	25	3	25	3	25	2	17	1	8	12	100

表-3 生産森林組合に対するアンケート調査結果

生産森林組合の経営面積がどの位あると理想的な経営ができるとお考えですか。

	理想とする経営面積					回答のあった組合数計						
	100ha以下	101～300ha	301～500ha	500ha以上	わからない	組合	%	組合	%	組合	%	
回答のあった生産森林組合	組合 36	% 59	組合 4	% 7	組合 3	% 5	組合 1	% 1	組合 17	% 28	組合 61	% 100
形態別												
分取契約による	11	65	1	6	—	—	—	5	29	17	100	
部分林設定による	20	63	3	9	—	—	—	9	28	32	100	
入会林整備による	5	42	—	—	3	25	1	8	3	25	12	100

「適當と考えられる組合員数」については表-2のとおりである。20人までを適當と考えている組合が61組合中37組合で、全体の61%を占めており、そのうちに入会林野整備による組合も6組合(50%)が含まれていることから、このサンプルは他の未回答組合についても同様であろうと推察される。

また、「理想とする経営面積」については表-3のとおりであり、100ha以下を理想とする回答した組合が59%と過半数を占めている。

ところで、その回答には地域産業との関連が深く、農業用耕地に恵まれている地区では「100ha以下」が多く、また、林業に比重がかかるっている地区では「301ha以上」が多くなっている。このことは、事業に従事できる日数と組合員数との関係によるもので、農業従事の多い地区では農業の合間を利用しての山林経営があるので、広い山林面積を必要とせず、林業の盛んな地区にあっては、山林経営による収入の家計に占める比重が大きくなることから、広い面積の山林を必要とすることを物語っていると考えられる。

今回のアンケートから、現場の傾向はある程度つかめたものの、適正規模の策定については、今後更に掘り下げた諸調査や研究の累積にまつところが極めて大きい。

4. 入会林野整備と生産森林組合

現物出資による生産森林組合は、法正林をつくり、組合員自らが作業に従事し、組合が経営を行うことが理想ではないかと考えている。が、現実には、人手が足らない等の理由により、分取契約を林業公社等と結び、組合事業の一切を他に任せているケースも見受けられる。

生産森林組合の性格を考えるとき、入会林を整備するにあたっては、経営を自らが行う意志のない生産森林組合の設立をみないよう、特に留意すべきである。つまり、経営山林すべてを分取造林にする計画のある入会集団に対しては、生産森林組合ではなく、共有にとどめ、分取契約を結ぶよう指導することが必要であろうと考えている。

5. むすびにかえて

生産森林組合の適正規模と運営について探ってきたが、高知県では昭和59年度に経営面積約600haの生産森林組合が誕生する運びとなっている。この組合には常勤の役職員をおき、経営森林の法正林化を進め、生産森林組合の一つのモデルにしたいと考えている。

この組合の運営等について、忌憚のない御意見や御教示・御助言を頂くことができれば、まことに幸である。

沖縄県の入会林野整備について

琉球大学農学部 篠原武夫

はじめに
昭和41年7月9日に入会林野近代化法が制定施行されたが、当時沖縄はアメリカ統治下にあったため、同法の恩恵を受けることができなかった。昭和47年5月15日に沖縄は本土復帰したが、入会林野の整備は昭和52年度から国頭村と名護市ではじめられた。本稿ではまず入会林野の現況を説明し、つぎに入会林野整備の状況を述べることにする。

1. 入会林野の現況

本土復帰後の年の昭和47年度に沖縄県は入会林野の調査を西南学院大学の中尾英俊教授（調査代表者）に依頼し、同教授等の精力的な調査によって本県入会林野の実態がはじめて明らかになった。同教授が提出した報告書「沖縄県の入会林野」によると、本県の入会林野の総面積は21,775haあり、そのうちの約78%（16,933ha）は市町村名義の入会林であり、部落有林は3,646ha、記名共有林は1,045haとなって、市町村有の入会地が多いことが特徴である。利用形態を見ると、古典的共同利用が非常に多い。軍用地はすべて古典的共同利用である。

国頭村においては旧慣使用林野が6,101ha、部落有林が807haあり、名護市においては旧慣使用林野が4,753ha、記名共有林が733ha、部落有林が535haある。本土復帰後入会林野の整備がなされている国頭村と名護市における今日ある公有林=旧慣使用林野の沿革は①明治32年から36年の土地整理の際に間切（現代の町村）所有となったもの、②明治39年の官有林=杣山処分の際に不要存置国有林として間切・村（現

代の字）に払い下げられたもの、③大正4年以降の部落有林野整理統一（但し、国頭村では大正11年頃部落有林野の統一が行なわれている。）により町村有に帰したもののが3通りがある。

2. 国頭村と名護市における旧慣使用林野（公有林）の整備状況

沖縄県における入会林野の整備は、昭和52年度に入会林野等高度利用促進対策事業で着手して以来、当面旧慣による割山利用地区の整備を基本方針に進められており、当該地域の農林業的利用、とりわけ農業的利用の増進を図っている。本県の林業は他都道府県に比較してみると、スギ、ヒノキ等の立地条件に適しないため、極めて低調であり、林業経営者はとくに用材生産林業においては県市町村林を別にして皆無の状況である。このようなことから入会林野整備の中心は農業的利用に重点が置かれているのである。旧慣使用林野の整備は入会林野近代化法の第3章「旧慣使用林野整備」（第19条～第24条）によってなされている。

現在のところ入会林野の整備は沖縄本島北部の国頭村と名護市で行なわれており、整備地区は12地区で、そのうち国頭村に10地区（奥間、比地、浜、鏡地、伊地、与那、奥、謝敷、佐手、宇嘉）、名護市に2地区（源河、汀間）がある。国頭村の10地区と名護市の源河地区の林野はすべて旧慣使用林野であるが、名護市の汀間地区的林野の大部分は字有林で、一部分は市有林である。昭和58年9月現在で入会林野の整備が完了している地区は表に示すごとく6地区で、残りの6地区は整備のための審議（登記書類等）

表 入会林野等高度利用促進対策事業の実施による入会林野（旧慣使用林野）の整備状況
(昭和58年9月現在)

単位：面積はha

基本計画認定年度	市町村名	地区名	権利者数	調査測量面積	整備対象面積	権利移動面積	整備計画認定状況
昭和52年度	国頭村	奥間	37人	617	617	116（農地）	昭55.9.3認定
	〃	比地	21	314	314	41（〃）	昭56.3.25〃
	名護市	源河	24	35	35	35（〃）	昭57.12.2〃
昭和53年度	小計		82	966	966	192（〃）	
	国頭村	浜	5	431	357	12（〃）	昭58.3.14
	〃	鏡地	7	70	70	35（〃）	昭58.3.25
昭和54年度	小計		12	501	427	47（〃）	
	国頭村	伊地	4	373	332	15（〃）	昭58.3.14
	計		98	1,840	1,725	254（〃）	

注：沖縄県林務課「沖縄の林業」（昭和58年版）、134～135頁より作成。整備対象面積から権利移動面積を差引いた残り面積は林業用村有林である。

がまだ十分とは言えない。ここでは整備完了の6地区について説明することにする。

（1）国頭村

同村においては本土復帰前から各部落（現在20字）に隣接する村有林の管理は部落住民の協力を得てなされてきたし、また造林や伐採、林地処分についても部落住民の同意が必要であったのである。このような入会慣行は今日も存続しており、昭和52年3月31日制定の条例「国頭村村有林野管理条例」で村有林に対する部落住民の入会慣行が規定されている。同条例の第20条を見ると、村有林の貸付または使用、村有林の払い下げ（処分）、村有林の林産物売払い等による収益金は村と部落との分取であり、この場合の分取割合は村5割に対して部落5割となっている。また同条においては村以外の者が村有林に造林した場合の分取割合は村1割、部落1割、造林者8割と規定されている。

国頭村の入会林野（旧慣使用林）の整備に当って村当局は、従前から部落住民が農地として利用、いわゆる分割利用してきた所は個人分割

の形で部落住民に払い下げ、林業用地としての林地については純然たる村有林として確保したいという方針を当初もっていた。ところが部落住民の間から入会林野の整備を完了すると村有林に対する既得権がなくなるという不安が生じたため、部落代表の議員が村当局の入会林野整備の考え方に対する反対し、同村における最初の整備地区である奥間地区の入会林野整備案件の審議は、国頭村村有林全体の論争に発展したのである。このような中で奥間地区の整備案件については、村有林全般にかかるものとして、現在耕作している林地以外は、なお従来の権利を留保することとされ、本件は村の総務委員会に付託された。同委員会は当該整備事業の推進については村条例に基づいて行なうべきだとし、村有林からの収益の分取割合をどうするかという点が審議の中心をなした。

いろいろな論議を経た結果、奥間地区を含めた国頭村の入会林野整備については、従前から農地（サトウキビ、パインアップル、ミカン、バナナ、お茶等用地）として利用してきた所は

利用者に、その権利を与え、林業用林地については部落住民の入会権はなくするが、しかし「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」(昭和31年4月24日、法律第82号)による交付金のような制度を設けて、村有林からの収益金の5割を関係部落に交付するということで、問題が解決した。昭和56年4月1日には条例9号「国頭村有資産等所在行政区育成交付金に関する条例」と規則第2号「国頭村村有林野管理規則」が制定・施行されている。整備後の林業用村有林地の管理は規則第2号でなされることになった。

奥間地区の整備登記は昭和57年3月に終えているが、他の4地区の場合は目下登記の段階である。整備によって農地を取得した農民は喜んでいる。整備を進める上で出てきた若干の問題点として①国有地と村有地の境界がはっきりしていないこと、②国土地理院作成の公図と登記簿謄本=土地台帳とが不一致であること、等がある。

(2) 名護市

昭和49年4月16日制定の条例第22号「名護市林野条例」においても市有林に対する部落(現在55字ある。)の入会権が認められている。すなわち第21条で、林木の収益分取の割合が記されており、直営造林の場合は市が8割に対しで管理区(字)が2割、天然林の場合は市が7割に対して管理区が3割となっている。第41条では貸付地の貸付対象は管理区であるが、但し管理区の承認を経て団体または個人に貸付けることができることになっている。第47条における貸付料の分取割合は市が6割で管理区が4割である。第50条では管理区民は、管理区の林野を管理保護育成する義務を負うことが述べられている。

源河部落に存する入会林野整備前の35haの市

有林=旧慣使用林野のうち6割(約21ha)は山林で部落民全体で利用され、残る4割(約14ha)は24名でパインアップル、サトウキビ、ミカン等の栽培用農地として利用されていた。山林は部落住民によって保育され、部落住民はこの山から自家用の薪は自由に採取できたが、販売用の木材の伐出については部落の同意を得る必要があった。

昭和52年度からの入会林野整備事業によって35haの山林は従前から農地として利用してきた24名に払下げられた。24名へ権利移転する場合、昭和52年10月28日に部落総会(戸主会)。総戸数253戸のうち、出席戸数145戸、委任状7戸、欠席戸数101戸)が開かれ、同総会は24名以外の部落住民の入会権放棄を決議し、そして24名に林地取得の権利を与えることになった。同日の部落総会の議事録を見ると、林地取得の権利を得た24名は入会林野整備後に土砂流出やその他の公害を起こさないという契約書を部落と交わすことになっている。部落総会は24名に権利を与える時、24名以外の部落住民(戸主)から権利放棄の同意書をとっている。書類では231名が入会権放棄をしている。

入会林整備後、24名は「農事組合法人源河瀬洲山第2開墾生産組合」を作り、35haの一部を組合用地として使用し、同組合は入会林野等高度利用促進特別対策事業により養豚施設とシイタケ生産施設を作り、共同で経営している。組合用地以外の土地は個人分割され、パインアップル、サトウキビ、ミカン等が栽培されている。

むすび

本県は亜熱帯地域であるため本土のようにスギやヒノキ等といった有用樹種の適地が非常に少なく、森林所有者の林業経営に対する

意欲は総じてとても低く、そこで林地の林業的高度利用はごく一部地域を除くと非常に悪い状態である。そのために市町村当局や部落住民の入会林野に対する認識も大変に低く、そのことが今日および今後の入会林野の整備をむづかしくせしめることにもなっている。

今日、入会林野の整備は本県の森林地帯である沖縄本島北部の国頭村と名護市で進められて

いるが、整備は農業的利用を目的とした個人分割が主体であり、用材生産を目的とした林業的利用の整備は皆無である。このような整備は本県の特徴となっており、今後とも続くであろう。農林家の所得向上に結びつく林業面での整備をどのように実現し拡大して行くかが今後の大きな課題であるといえよう。

生産森林組合の現況

年 間 都道府県	組 合 数	組合員総数	組合の経営する森林面積	
			千円	ha
昭和55 56	2,562(2,930) 2,718(3,021)	251,703 265,024	21,932,196 24,110,885	290,018 311,182
北 海 道	6(6)	974	35,451	4,149
青森 県	22(34)	2,627	133,761	1,896
岩 手 県	80(88)	10,882	949,667	13,415
宮 岐 県	24(27)	5,572	140,624	5,566
秋 田 県	75(74)	5,340	577,046	9,922
山 形 県	78(94)	8,373	383,381	8,739
福 岐 県	46(46)	4,095	502,178	6,767
那 槟 県	-(-)	-	-	-
鹿 児 島 県	53(56)	6,394	563,492	2,935
埼 玉 県	4(4)	2,376	5,785	330
千 古 里 京 市	-(-)	-	-	-
神 奈 川 県	7(7)	820	3,598	85
新 潟 県	49(48)	3,429	325,680	3,112
福 岐 県	141(141)	12,447	1,092,985	43,868
富 山 県	17(65)	1,435	93,960	4,278
石 石 井 県	34(34)	1,895	121,117	3,447
福 岐 県	204(207)	14,877	458,896	26,322
長 藤 県	2(2)	102	516	13
福 岐 県	128(115)	16,496	2,411,084	17,213
佐 菅 県	89(89)	13,668	606,515	12,022
三 重 県	8(8)	1,776	32,643	588
和 氏 県	44(44)	12,810	635,718	12,637
滋 賀 県	73(73)	12,773	2,042,154	10,248
京 大 戸 県	163(175)	9,955	1,513,321	13,377
兵 庫 県	10(12)	605	52,714	508
福 岐 県	344(346)	25,971	6,341,165	36,888
和 氏 県	19(20)	1,401	154,215	2,140
福 岐 県	44(44)	3,439	335,307	5,035
鳥 取 県	83(83)	4,305	220,083	4,756
島 要 県	94(94)	8,471	450,765	6,824
岡 山 県	31(32)	2,549	183,246	1,482
山 口 県	102(102)	11,358	517,552	8,911
山 口 県	14(14)	1,161	47,312	680
德 川 県	5(5)	226	10,106	521
愛 知 県	12(12)	1,793	93,711	965
高 知 県	94(111)	10,176	330,512	2,819
福 岐 県	71(164)	2,278	155,298	2,613
福 岐 県	48(48)	5,089	515,953	1,871
佐 菅 県	114(149)	7,127	678,415	4,797
長 藤 県	97(97)	8,396	238,979	9,458
大 分 県	12(13)	646	60,706	445
宮 岐 県	118(126)	11,801	467,398	7,915
鹿児島 県	35(62)	2,779	282,391	7,696
鹿児島 県	44(49)	6,337	340,465	3,929

資料:林野庁森林組合課調べ。

注:1) 標記の数値は調査票提出組合であり、()は設立組合数である。

2) 年度別は各年度末現在、都道府県別は昭和57年3月末現在の数値である。

〈シンポジウム〉

司会 堀 正 紘（九州大学農学部）
山上 三郎（佐賀県生産森林組合協議会）

発言者（発言順）

今崎 信一（北九州市役所）
宗 繁巳（長崎県下五島森林組合）
松原 功（山口県林業公社）
倉橋門生幸（高知県林業課）
玉川永之助（鳥取県鳥取地方農林振興局）
中尾 英俊（西南学院大学法学部）
杉山 宏明（佐賀県富士町役場）
真鍋 行博（熊本県球磨事務所）
日高久喜太郎（宮崎県入会林野整備推進対策協議会）
篠原 武夫（琉球大学農学部）
塚本 祐介（福岡県林政課）
峰野 正剛（長崎県平戸市川内入会林野整備組合）
森本 英之（鳥取県林務課）
久保田広実（長崎県五島支庁）
吉嶺 芳徳（長崎県林務課）
佐藤 英男（熊本県南小国町役場）
進藤 幸生（大分県林政課）
岡野 義昭（山口県下関市役所）

はじめに

司会（堀） 皆様からの質問をたくさん頂いたので、次のように整理した。まず最初に入会整備前の諸問題、第2に整備後の経営形態の選択の問題、第3は生産森林組合の経営問題、第4はその他の問題ということで討論したい。司会は前半を山上さんが後半を私、堀が担当する。できるだけ参加者相互の討論という形をとりたいのでご協力願いたい。

I 入会整備前の諸問題

〈個人割山利用地〉

司会（山上） まずははじめに入会整備前の問題から取上げる。

（今崎） 北九州市では、大きな山を共同利用と分割利用しているところがあり、その個人分割地を整備でどのように扱うかということに悩んでいる。そこで、組合員利用地の生いたちと地代・伐期・分収率といった契約内容組合員利用地を今後どのようにしていくかをご説明願い

たい。

（宗） 入会整備以前から、組合員いわゆる集落員として権利があった人に、協業体で決められた区域内での個別経営を許していた。土地ぐるみの所有権を認めたものではない。整備後も新たな申し込みがあった時には、無償あるいは有償で利用させている。分収はしない。なるべく権利者が平等に利用できるよう配慮しているが、様々な費用がかかり、金のない人はやりたくてもやれないという事情があるので、ある組合では3町歩以内は無償で、3町歩以上になると特別な使用料を徴収するといった具合に制限しているところもある。

（今崎） 具体的にはどのような条件か。

（宗） 全面的に無償でやっている組合、毎年10a当たり500円利用料として徴収している組合あるいは造林時に苗木代を1本5円徴収している組合もある。木一代といつても更新したいという申し出があれば、当然貸付は続行される。

（今崎） 今後、増える可能性はあるか。

（宗） 適地のないところでは貸付けを廃止するところ、逆に余裕のあるところは地域を指定している。

〈生産森林組合と分収造林〉

（松原） 所有山林全てを分収にだす入会集団に対して共有の形態で、公社等と分収契約をむすぶよう指導しているというが、実務上問題がある。たとえば100名余の共有の場合50年経つと、分収金をどう分配するかという問題が必ず生じてくる。おそらく、地上権の抹消登記ができなくなると思われるので、できるだけ共有にしないで、生産森林組合をつくるべきだと考えている。

（倉橋） 従来個人分割利用しているところは個人に、それから直轄利用しているところは組

合にということできた。しかし、自分たちで經營をしないで全て公社造林に出すという2つのケースについては共有形態となった。それぞれ入会権者は11名と17名であり、少人数なのでそれでいいのではないかと考えている。しかし、人数・面積が大きくなった場合、各ブロックごとに分けてある程度人数を少なくなるように指導していかねばならないと考えている。

（松原） 分収造林への提供は、農林業に資するという意味で、ある程度許されてもいいと思う。入会整備後の分収造林では、組合員が作業の従事者になっている。全員が従事者になっていることもある。山で働き、収益は自分で得、かつ山林もよくなっていくということである。

（倉橋） 半分位分収にだすのなら生産森林組合の趣旨が生かされるが、全てということになると問題だ。

〈共有名義の問題点〉

（玉川） 共同利用地を全て分収林にだすのはよくないというのは、もっともなことであると思う。しかし、倉橋さんは理念的な生産森林組合のあり方について考えすぎてはいないか。入会林野近代化法は林業の振興をねらった法律だから、究極的な目的は何かということを考えるべきだと思う。分収林にだそうというのが最近多い。また全部分収林にだそうというのも多くなっているのが現状である。そうした時、公社などと分収林契約を結ぼうとする場合、共有名義のところでは登記上、分収林にだせないというところが非常に多い。提供したくても提供できないということで、地元の所有者自身が困っている。また公社など受ける側も困る。どちらも困るわけで、結局造林がすすまないという結果になる。だから、できるだけ共有名義はつくらせるべきでないと思う。

(倉橋) 生産森林組合の意義はあの登記が面倒でないからであると解釈していた。ところが、県行造林で間伐収入が出てきたので、生産森林組合員に配ろうとしたところ、一体誰が組合員なのかわからないということであった。こういうことなら、むしろ共有の方が良いように感じる。

(玉川) 共有で直営ができたら、それにこしたことはない。これは生産森林組合であっても、共有名義であっても同じことである。ただ、個人名で登記した場合、後々本人が死亡した場合にいい具合に登記してくれたらいいが、子どもや孫がいると権利が複雑になる。そのようなことは避けたほうがいいのではないか。共有の場合、登記したのが10人なら10人の判をもらえばいいという具合にはならない。本人が死亡すれば、何人かが増えるわけで、これはねずみ算に増えていくと思う。10年経てば、絶対に登記上うごかすことができないということになってくる。

〈記名共有と生産森林組合〉

(倉橋) 一つ玉川さんにお尋ねしたい。1人の人が死亡すると、相続人が5人いれば5分の1ずつになるということだと思うが、それでは生産森林組合の名簿上はどういう取り扱いをしているのか。

(玉川) 生産森林組合の場合、権利関係は変わらない。普通の所有権なら民法の規定によって、平等に分配しなければならないが、生産森林組合は、1軒1人で子供がたくさんいても、これは変わらない。

(倉橋) 生産森林組合の場合でも、だれを代表にするかが決まらないと5分の1口という話になってくる。

司会(山上) 今の問題についてご意見もある

うが、中尾先生のご見解を伺いたい。

(中尾) 今の問題は生産森林組合は自ら經營するのが原則であり、そういう原則から言えば、全部分収林にだすのは好ましくないというのが倉橋さんの立場であり、そうはいっても分収造林を進める上では困る。だから、目をつぶって所有権を法人二組合の名で登記してくれるのがよいというのが松原さん・玉川さんの立場であると思う。

法理論で言うならば、倉橋さんの意見は少し違うのではないかと考える。というのは、公社は生産森林組合相手に契約するわけであるから、分収金は生産森林組合員にはいればいいわけである。ところが共有名義の場合は、名義人がねずみ算式にふえたら、その全員に支払わなければならぬ。しかも、その人たちが行え不明の場合どうするかという問題がでてくるというのが第1点である。分収金の支払いの点から言えば、明らかに相手が単独の法人がよい。第2番目に登記をきちんととかえればいいというが、実際にはそのようにいかない。特に今まで記名共有名義の入会林野であると、これは入会権だということで、いわゆる確認書により嘱託登記することができるが、入会整備後の共有林では入会林野近代化法の適用はできないので、草の根をわけても本人から放棄するという同意をもらわないと登記できない。だから順次に登記すればといっても、共有の場合、相続人の間で話し合いがつかない場合には、10人兄弟なら10人で登記してよい。ところが生産森林組合の組合員としての地位というのは、社員権といって一身専属権であるから、原則として組合員が死亡すれば、これは形式的には脱退することになる。しかし、相続人の1人に限って、相続による加入を認めるということである。よって組合員の地位がねずみ算式にふえることはない。

ただ相続人の間でだれが組合員になるかということはある。これは組合員内部の問題である。そういう点で法理論でいえば、明らかに整備による記名共有は将来に問題をはらんでいる。

〈入会慣行の再調整〉

司会(山上) ただ今の問題はこれで打ちきりたい。つきの問題にうつりたい。

(杉山) 真鍋さんに聞きたい。生産森林組合と協業体の2本立の理由は何か。

(真鍋) まず林構事業をはじめた当時は、協業体であれば仕事ができるということで、協業体をつくった。しかし入会林野整備後、共有地でやった場合に、相続の問題などいろいろでてきて、中尾先生が言われたように、いずれ何代かあとになると誰が誰のものかわからなくなるので、生産森林組合にして、権利を近代化するようにと指導している。

(杉山) 従来の入会慣行で、住民自らによって経営が行なわれているということであれば、無理して近代化を行なって生産森林組合をつくるよりも、従来のままでやった方がいいと思う。また生産森林組合の場合、脱退者の権利金の払い戻しとかいろいろな問題がある。五木村の場合、運営においても住民の意識のもとでうまくやっているならば、そのまま入会集団を存続させたほうがいいと思う。

司会(山上) 今の杉山さんの入会林野の管理運営がうまくいっており、別に問題がない場合、今まで通りでいいのではないかという考え方非常に重要な問題提起だと思う。

(日高) 倉橋さんの整備後共有にして、分収造林に出すという考えには、問題がある。共有者が17人とかで少なくて、しかも面積の小さいものをなぜ入会林野整備を行わなければならないのか。そういう場合は現時点において入会

慣行をもう1回確認し合って、それで調整したほうがいいのではないかと思う。

(中尾) 日高さんのご意見はもっともあると思うが、倉橋さんにも言い分があると思う。というのは、例えば非常に少人数の入会権者が労働力がないので、分収林に出したいという場合、4、5人で生産森林組合はつくれない。かといって、入会林野だと資金は借りられない。契約できない。そういう場合に、入会を整備して共有にし、分収契約を結ぶのは何らさしつかえないと思う。だから多人数の共有と少人数の共有とは区別して考えなければならないと思う。

〈入会林野と旧慣使用林野整備〉

司会(山上) 次に旧慣使用権や入会権の問題がでている。

(今崎) 今までの研究会の流れと個人的な知識の範囲では、市町村有の名義になっていても、旧慣使用林野はない、入会林野があるだけだといわれてきたように思う。ところが篠原先生の発表の中で、旧慣使用林野ということがでてきた。また福岡県でも旧慣使用林野で整備した実態があると聞いたが、どのように考えたらよいのか。

(篠原) 旧慣使用林野というのは学問的には、入会林野であると思う。ただ旧慣使用林野は公有名義の入会林野の整備の手続上このように呼んでいると理解している。沖縄県では、国頭村・名護市において旧慣使用林野整備を行っている。

(中尾) 入会林野近代化法による整備か。

(篠原) その通りである。

(中尾) 市町村有地の場合、第11条による整備と第20条による整備があるが、第11条がいわゆる入会林野整備で、第20条が旧慣使用林野整備であるが、どちらか。

(篠原) 第20条である。

(中尾) 入会権というのは、土地が私有地市町村有地・国有地であろうが存在しうる。国有地に入会権が存在するというのは、昭和48年3月13日の最高裁判所判決で明らかである。それから、市町村有地に入会権が存在するというのは大審院明治39年2月5日判決以降、裁判所は一貫して認めている。しかも、旧慣使用林野ということばは入会林野近代化法のとき初めてしてきた。それ以前には民法238条の6で旧来の慣習により、公有財産を使用する権利となっていた。これは地方自治法の前身である市制町村制に規定があり、昔は町村制上の公権であるということで議会の議決で廃止あるいは放棄するということを市町村が行った。ところが、入会権者がこれは入会権の侵害ということで取り消しを求めた。市町村は市町村有地には入会権はない。いわゆる公権、今日でいう旧慣使用権しかないのだと言ったが、裁判所はこれは全て入会権であって旧慣使用権ではないといっている。だから裁判上、旧慣使用権は一切明らかにされていらない。もちろん、全ての市町村有地が入会地であるといっているわけではない。簡単に言うと、直轄地と入会地の2つあって、その場合の入会地というのは、入会権者は地元の住民で土地所有者は市町村であるから、民法でいうと共有の性質を有しない入会権、つまり第294条の入会権となる。だから、入会権があるからといって市町村の所有権を否定したわけではない。したがって、市町村有地については入会林野整備と旧慣使用林野整備の両方ができた。旧慣使用林野整備というのは、構造改善事業などの事業がはいる場合以外には適用できない。一方、入会林野整備はいかなる場合でもできる。

沖縄県のことだが、そもそも旧慣使用林野が存在するかという問題がある。旧慣使用権というのは明治22年の町村制で認められたが、入会

権は民法上の物権として明治31年7月16日に施行された。町村制が先に施行されたから、入会権は市町村に適用がないことが裁判で争われ、等しく入会権があると判決が下された。ところが沖縄県では町村制は施行されていない。したがって民法が先に施行されているので、逆に言えば、旧慣使用林野は存在しないということになる。旧慣使用林野整備というのは確かに、入会林野近代化法の中にある。だから市町村有地を旧慣使用林野整備を行なうのはいい。しかし市町村有地=旧慣使用林野整備となると、旧慣使用林野整備は林構等の補助事業のあるときしかできないから、特別な事業がない場合はどうするかという問題がある。市町村有地にも入会権が存在するわけであるから、入会林野整備であろうと、旧慣使用林野整備であろうどちらでやってもよいが、旧慣使用林野整備には問題がある。

(塚本) 区で維持管理している土地が登記上は地区外の神社有地となっている。これを入会林として整備できるかまた整備できるとすれば、神社の代表者の確認書をとれば、それで整備できるだろうか。

(中尾) 神社有地を入会林野整備できるかという問題であるが、第1に農林業用に利用できる土地である。第2に部落の集団が管理経営している土地であるということであれば問題はない。ただ神社の場合、どういう手続きによるかという問題が残る。神社庁の承諾をとらねばならないかもしれない。

〈入会権者の確認〉

(峰野) 86戸が共有している入会地があり10数個が他出している。慣習申し合わせで他出者は義務を果たせないので、現在の収益に対しては権利はないわけであるがどうもうまくいかない

い。また一部農道用地として市に売ったが、登記ができないということで、入会林野近代化によって整備し、生産森林組合にしたほうがいいということで取り組んでいる。しかし他出者は権利を放棄したくないといっている。整備する場合、他出者を無視して整備していいものかどうか。

(中尾) 86戸の共有の入会地があり、その中でかりに16名が他出していると、残り70名で入会林野整備できるかどうかという問題と考えていいか。

(峰野) そうである。

(中尾) 他出者の権利はなくなるのか。

(峰野) 土地を分配することはできないので、評価額にいくらかプラスして金を支払い権利を放棄してくれという方向で進んでいる。

(中尾) 入会権には共有の性質を有するものと有しないものとの2つがあるが共有の性質を有しない入会権というのは、たとえば市町村有では部落住民は、利用権を持っていても所有権は持っていない場合で共有の性質を有する入会権の場合には、入会権の中に利用権と所有権が含まれる。他出すると、利用権と所有権はなくなるが、まだ登記だけが残っているということになり、登記と実態は違うという確認証をもらってくれればよい。そうすると、行方不明の人がでてくるかもしれないが、それは仕方がない。

だから8割あつめることを県が言っているのは、おそらくそういう意味であると思う。したがって入会権がなくなつて、所有権だけが残ることはありえない。入会権がなくなるということは所有権もなくなるということである。他出したら権利がなくなるか。なくならないかが重要なことであつて、共有入会で他出すれば、権利がなくなるというのは利用権も所有権もなくなるということである。ただ「権利がないから、黙

って判をついてくれ」というのは酷だから、見舞金をやって判をついてもらうのがそこでのやり方であろうと思う。

〈地上権の取扱い〉

司会(山上) 峰野さんは少し疑問が残ったかも知れないがこれくらいにする。後は直接中尾先生に聞いて頂きたい。次に鳥取県の森本さんにお願いしたい。

(森本) 40名で構成されている入会集団があり、代表者の2名で登記されている。代表者2名の名義のところに同じ入会集団員である7名の地上権がある。この地上権は昭和2年に設定登記されて、期間は99年間、地代は2銭3厘となっている。こういう形式で地上権があるが、地上権はあっても山の管理は地上権者7名ではなく40名全員で行っている。この山を生産森林組合にもっていきたい。この地上権を抹消する方法はないか。

(中尾) これは昔9名で、そのうち2名が代表名義で登記して、7名が地上権登記したのではないか。

(森本) そうではない。筆が20~30筆あり、各筆にそれぞれ40名が地上権者になるようになっている。

(中尾) 筆によって人数が違うのか。

(森本) そうである。

(中尾) 全部集めたら何名になるか。

(森本) 実質40名になるのではないかと思う。

(中尾) そうすると、全部を代表者2~3名で登記して、残りの者にも権利があるということで、残りの者をいくつかに分けて登記したことになるのか。

(森本) そうである。

(中尾) 亡くなった人がいて、めんどうだから整備にかけたいということか。

(森本) そうである。

(中尾) これに似た例が福岡県でもおきた。林野時報の58年の11月号にあるが、福岡市の例で2名の代表で登記されており、他の38名が地上権を登記した例がある。地上権はこの場合、共有の性質を有しない入会権であるということを確認書で処理することにした。

(森本) その場合、整備計画書に権利の抹消事項をいれないのか。

(中尾) 実体は存在しないのだから、抹消すべき権利ということである。

(森本) 整備計画書に入れるわけか。

(中尾) そうである。

(森本) 林野統一の時に旧村単位での名義になつたが、実際には旧村ではなく、部落全員の山であるということで地上権を設定したということを聞いているのだが。

(中尾) これは宮崎県の例であるが、部落有財産を統一すると、入会権を保全する条件として地上権を登記したものだが、そういう議決もあり、その議決書を確認書として知事が認可した例がある。そういう昔の文書があれば、確認書として知事は認可することができる。

II 整備後の利用形態

〈生産森林組合の適正規模〉

司会(山上) 次に整備後の利形態の問題につる。

(久保田) 報告では農業を主体とした団体が事業・日数が限定されるために、管理する面積が少ないほうがいいということであったが、高度利用をはかるということからすれば、こういう集団はある程度3分の1分収造林に出していくのではないか。

(倉橋) 高度利用の面から考えて言われる通

りだが、生産森林組合というのは実態がある形で活動してほしい。

(中尾) 入会林野整備をして、五木のような少人数の場合、個人分割しそれを共有にして協業経営をするやり方がある。相続登記の問題は別にして、みなし法人税がかかるのではないかということを聞いたが、そういう例はないか。

(真鍋) 今、五木村ではそういう例はない。

(吉樹) 倉橋さんから長崎県ではみられないような形態の生産森林組合を聞いた。というのは入会整備して生産森林組合をつくるというのが普通であるが、高知県には分収契約或いは部分林設定による生産森林組合が80%もある。この場合、土地所有者は部分林であれば、国であるのか或いは分収林であれば、農家・町村名義の土地にただ地上権を設定して生産森林組合を設立するのか。また所有規模をどうするかといつても、入会林野の場合大きくしようと思えば大きくでき、小さくしようと思えば小さくできるわけにはいかない。したがって、むしろどういうのが生産森林組合になじまないのかを逆説的に考えるのがいいのではないか。長崎県でも100%分収林にだすという問題などいろいろ悩んでいる。そこを経営形態とも考え合わせれば、株式会社なり合資会社なりも可能だろう。

しかし、生産森林組合の一番いい所は林業所得を従事割配当できることである。100%分収林にだと従事割配当できなければ、生産森林組合の意味はなくなる。

(倉橋) 高知県の場合、市町村を相手にしたもの・個人を相手にしたもの・そして部落を相手にした分収がある。分収契約を行う理由は山のない平地の農民が自分たちの山づくりのため、余暇を利用して自分たちの住んでいる市町村を離れたところの山を借り、そこで始めたものが多い。部分林のほうは林構事業などで国有林の

活用ということで設定されている。分収契約のものはスギ・ヒノキを植林しているが、部分林のほうはクヌギが多くなっているようである。

(吉樹) 市町村・個人あるいは部落との分収契約で生産森林組合をつくっているようだが、これだったら所有規模とか人数は団結できる人数ということになろうし、国有林との部分林設定においても、同様なことがいえるのではないか。あくまでもその分収権を所有する組合の事情で経営規模を考えたらよい。

司会(山上) 熊本県の南小国佐藤さんから入会林野整備による生産森林組合になぜ、現物出資と現金出資をしているのかということで倉橋さんに質問がある。

(佐藤) 入会整備による生産森林組合は一般には現物出資をして、生産森林組合を設立しているが、南小国では現物と現金を出資して生産森林組合を設立している。報告でも現金も出資するようにすすめているとあったが、特にそこを強調するのは何故か。

(倉橋) これは税金を払うには現物だけをだしていて金がないので、税金を払うために金が必要だということである。特に別の事業を行うために資金がいるわけではない。

司会(山上) 生産森林組合の設立と協業体をどのようにすすめていけばよいのかということ大分県の林政課の進藤さんから質問がある。

(進藤) 生産森林組合の設立については法正林が皆無の状態であり、作業に従事することが当分の間なく、税金だけ毎年払っていかなくてはならないという状況で、生産森林組合を設立することに抵抗を感じている。そういうことから、今までになかった共有名義による共同利用の形態が多くなっている。しかし共有名義にも将来入会権が発生するのではないか、あるいは人数が100名をこえ、本当に共同経営ができる

のかといった問題がある。そこで、五木村のように約10人以内なら共同経営、あるいは20人以上は生産森林組合というような1つの指導方針というか、そういうものがあつていいのではないか。また五木村のように内部的規約がはっきりしていれば、入会林野の形のまま経営指導すべきであるというような考え方をもっている。

(真鍋) 五木村の場合、記名共有のままで整備してほしいということでやっているが、どちらがいいのかはわからない。

(倉橋) 生産森林組合をつくるか、共有にするかという指導方針が必要だということは同感である。しかし、そのままにしておいてはということについては、登記名義人=入会権者であれば問題はないと思うが、往々にしてちがうことが多い。その場合だと整備しないと、公庫資金を借りたりして高度利用ができない。

(進藤) 内部規約がしっかりとしており、経営もはっきりしていたら入会林野整備しなくとも、十分今後の山林の経営ができるのではないかと思う。

(倉橋) その点では非常によろしいと思う。

〈登記一公図をめぐる問題〉

司会(山上) 次に公図について問題を取上げる。

(岡野) 山口県には山番の公図がない。入会林野整備で個人分割する場合、道・水路についてどうなるか。

(古田) 青線・赤線・水路・道であるが、これは国有財産であって、現在の所管庁は建設省であり、建設省が県に委託している。国有財産について他の事業で取組むことはおそらく不可能であろう。実際上の指導は県で行われていると推察する。

(岡野) これまでの事例では一応道を残して

おけば、分割利用した場合に気がねなく山にいけるということで市に寄付採納してもらい、市の所有権として整備したということがある。

司会（山上） 続いて宮崎県の中須さんから篠原先生に国有地と市町村有地の境界について質問がある。これは登記が関連した問題であるので、後ほど古田さんにもお願ひしたい。

（中須） 国有林と市町村有林の境界がはっきりしないということであるが、私たちの経験ではそのようなことはない。

（篠原） 沖縄県の国頭村で整備する上ででてきた問題である。

（小橋川） 本土にはないと思うが、沖縄県の場合、国有地等が明確にされていない。営林署の立ち合いを求めるのに1～2週間かかるなど、国有地の境界がはっきりしない、また登記簿にのっていないなどのため、そういう面で苦労している。

（古田） 公図は土地台帳付属地図といってかつては税務署が作成していて、昭和25年法務局へ移管したものである。税務署では土地台帳を徴税のために備えつけていた。したがって国有地については徴税の対象にならないということから、台帳の記載がないという状況であり、公図についてももとの国有地についてははっきりしたものがないのかもしれない。土地の範囲の境界線が直線であるか曲線であるかというようなことで大体の目安をつけるという正確さしかないといわれている。したがって逆に公図から現地を復元することはできない。一応の境界はこの辺であろうといった程度のことしかつかめない。したがって税務署時代の公図に国有地が載っていないければ、もちろん仮に載っていても精度の面からみて、現地がここだという正確な境界を現出することはできない。一方、不動産登記法第17条では登記簿には地図を備える

ということになっているが、この地図は精度が高く、現地復元性があるので、これをもとにすると現地の状況は明確になる。

司会（山上） これで入会整備前の問題、入会整備後の土地利用の形態あるいは登記の問題は終る。

III 生産森林組合の経営問題

〈組合員の資格－居住条件－〉

司会（堺） 生産森林組合の経営問題に移る。まず組合員の資格及び脱退の問題に関連して、大分県九重町の酒井さんから宗さんに質問がでている。

（酒井） 昔の放牧地で、造林意識が高まり、10～15年前から造林しているが、反面外にて働く人が多くなったので、株（1人3口）を発行して植林をするようになった。株と入会権とは別であるが結局整理する段階で整備後に株を地上権にして存続したいという考えがある。下五島では口数はどうなっているか。

（宗） 入会の時代は権利は平等であったが、整備についても平等であって、1口であろうが2口であろうが、一律に出資金が5,000円なら5,000円、1万円なら1万円と全員平等な持分になっている。

司会（堺） 地区外組合員の権利について質問が出ている。

（長浜） 組合員の資格として、地区外員に資格を与えるというような内容の発表があったが、生産森林組合発足前の慣習とのつながりはどう考えているのか。

（宗） 地区内居住を必須条件と規定していない組合が17組合中1組合ある。この組合では現物出資した人が転出しても義務を果せば権利はあるという取扱いをしている。

（長浜） 新たな加入についてはどうか。

（宗） 加入については各組合とも慎重で、分家は認めている。地区外から入ってきても簡単に加入できない。分家以外でも過去数十年永住し、これからも定住する見込みのある人は加入金（10万円）を払えば認めるという組合もある。

（山口） 全生活を含めた部落づきあいの中での権利者という形でなく、近代的な法人としての生産森林組合の中で、組合員の義務を厳格に規定し、その義務のはたせる範囲であればどこでもいいのではないか。

司会（堺） 義務とは林業作業に従事できるということか。

（山口） そうだ。

（宗） 地区を広げると、加入の問題が起ってくる。そういうことを十分頭に入れて検討したほうがよいと思う。

（岡森） 近くに住居を移す場合、脱退させるのはかわいそうではないかということもある。しかし確実に従事義務を果せねばいいが、だんだん出不足金でいいではないかというような所までのめり込む可能性があるのではないか。近隣の地区といってもかなり広く原則をどこまで保ちうるかと非常に疑問である。

（宗） 言われる通りである。必ず出役するという条件をつけて拡大すべきであろう。

司会（堺） 組合員の資格の問題はいろいろな所で直面されていると思う。ほかに意見はないか。

（吉嶺） 地区を拡大する場合、その本人が移動する場合はいいとしても次の代になったとき、地区内の居ればいいではないかというようなことで、相続権を有する1人が生産森林組合員になる。その段階で従事がうまくいくかどうか。そこらあたりを十分気をつけて後々、問題にならないように慎重に論議をすべきであろう。や

はり入会整備にしても、従来の慣習から全く断って近代的な権利だけになると、生産森林組合全体の根本から問題が生じるおそれがある。

（宗） 全く同感だと思う。十分配慮して指導していただきたい。

〈脱退時の持分払い〉

司会（堺） 次に脱退時の払いの問題に移りたい。

（酒井） 九重町では脱退したとき、出資額とは別に脱退金を見積りをするように指導している。そこで、五島地区での事情を聞きたい。

（宗） 脱退の内容は地区外への転出・死亡によって後継ぎがない。それから自らの脱退等々であるが、大半は転出と死亡である。脱退時の評価は県の指導もあって再評価しない。

（江淵） 脱退者に対しては収入があったとき、特例を考えたいということであったが、どういうことか。

（宗） かなりの面積があるにもかかわらず、土地の評価が非常に低い。脱退者には必ず現金払いを行うということを定款で決めている。だから、出資額を限度として払い戻しをするが、余裕があれば慰労金的な意味で支払いたい。もっとも当面は定款通りの出資金の払い戻し�しかできない。

（江淵） 入会時代に脱退者に対して、過去の労働に対する慰労という形でなんらかの配当を行ったことがあるか。

（宗） 少なりの慰労金的なものを支払ったと聞いている。

（杉山） 山はあるが、若い木ばかりで販売できない組合自体も金がない。そういう中での払い戻しは持分相当かそれとも現金出資のみの払い戻しなのか。

（宗） 設立当時は現物出資である。定款通り

の一口に対して、借金しても現金を支払う。幸い、1組合で何年も続いて脱退者がでているわけではない。大体手持ち資金でまかなえる。

(杉山) 私の富士町では持ち分の払戻しする場合に出資額の全額ではなく、組合の運営が困難にならないように2分の1、それもできない場合は見舞金程度で処理するように指導している。出資額を借金をしてでも支払うというが、どのように資金を捻出しているのか。

(宗) 生産森林組合には付加金制度はないが、運営費は何らかの形ではあってこなければならない。それで雑収入という形で、経費の処理を行っている。それから、借金しても脱退者に支払うのは、組合の義務だから全員から徴収してでも行う。

(西俣) 森林組合の持分の計算は決算期に計算して、それを払戻しをする。それを定款で定めているのか。

(杉山) そうだ。

(豆田) 私のところでは1人あたりの現物出資額が100万円をこえている。脱退の場合、100万円支払うとなると、あの運営ができないので、申し合わせ事項の形で2分の1を脱退金として支払うことにしている。

司会(堺) 宗さんと杉山さんのところでは森林の構成が異なり、したがって出資金の額も違う。それで話の行き違いがあったと思う。

(佐藤) 実際の評価が100万円位なのか、何百万円のものを圧縮しているのか。

(豆田) 現在の立木と土地の評価である。

(山上) 豆田さんに若干つけ加えると、土地の場合、市町村の固定資産税の課税基準に準じて、立木については相続税の課税評価に準じて出資額を決めている。

(峰野) 他出しても定款にうたった義務を果すならば認めていくべきだ。出役する組合員が

主体であるので、出役のできない人は脱退してもらった方がいいという話しも出ているが、過怠金という形で義務を果すから残りたいという組合員もいる。出資金の問題を聞いていても、あまり高く評価して出資額を増やすより年間2,000円なら2,000円を付加金として徴収しなければ運営できない。また地区内に居住している組合員でも出役しない人もいる。その場合には、生産森林組合ではないが、過怠金をとって運営資金をしている。だから他出した場合でも義務を果すから残してくれといわれた場合、除名にした方がいいのか。県内であったら残してやってもいいのではないか。

司会(堺) これに関しては、先ほど吉嶺さん岡森さん・山口さんからそれぞれ見解があつたので了承願いたい。これで組合員の資格の問題を終り、つぎの問題に移る。宗さんに杉山さんと大分の酒井さんから質問が出ている。

〈生産森林組合における運営資金〉

(杉山) 分収林への依存度が高いが、分収に至るまで長期間の途中での分収金の前払を考えられないかということであるが、分収林はどのようなものがあるのか。

司会(堺) 酒井さんはどうか。

(酒井) 同じことである。

(宗) まるまる分収林というのは2組合ある。1つは県行造林で、もう1つは公団造林である。公団造林の場合、生産森林組合が造林者となっている。運営資金としての前払金というのはこの2組合にはあてはまらない。

(杉山) 分収造林のみ生産森林組合の経営であっても、公団造林の場合、2者契約であるので造林費が組合に支払われる所以、これを賃金として組合員に支払わず、運営資金の方にそのままそっくりあてることができる。また県行造

林においても、県は地元の林业関係者を雇用するということで、賃金を100%だすので、一部分を組合の中に残す形をとったら、税金とか運営資金にあてることができると思う。それに直営林においてもやはり近年森林総合整備事業とか間伐総合対策事業の各種造林事業がある。当町の組合においては、その補助金を組合員に支払わないで、そのまま組合がうけとて、その補助金で諸経費にあてて、かつ運営費にあてている。また保安林の件についても、近年森林のもつ公益的機能の増大という観点からやはり市町村においてもなるだけ保安林に編入してくれたのんでいる。

〈設立時の資産評価〉

司会(堺) それでは倉橋さんに吉嶺さんから設立時の資産の評価について質問がでている。

(吉嶺) 先ほどの脱退時の払戻しの関連で佐賀県の実状を伺ったが、宗さんの報告では昭和39年から昭和52年度に設立された組合で1組合員当たり5,000円～1万円が評価基準になっていた。しかしその後高度経済成長によって、立木はそう伸びないが、土地評価はかなり変わっているから、従事義務のできないことや死亡による脱退等を考えると1万円相当では十分説明できないし、相手も納得しない。そういうことで最近は佐賀県に近い形で、土地の評価は固定資産評価額または立木は相続税等で行ったらどうかと考えている。各県ではどうしているか。

(倉橋) 土地は固定資産の評価額をもとにし組合員数で割って1口の金額をだしている。立木評価していない。脱退の時は出資額を限度の払戻しを指導している。

(吉嶺) 現金出資をどの程度しているのか。

(倉橋) 最近の例だが1口3万円のうち、27,000円が現物評価、3,000円が現金である。

だいたい1割程度を目安にしている。

(進藤) 出資金は1～3万円の間が多く、現物出資は評価額を人数でわって、1口の出資金にしており、全く高知県と同じである。

(津森) 現物出資については山林の資産評価といったもので行っている。出資の払い戻し等については、その時の資産評価によって払い戻ししなければならないと思っている。それから杉山さんが補助金を生産森林組合が取って諸経費にあてるといったが、補助金の性格上どうしたものであろうか。その裏には従事分量配当ということがあると思うが、従事分量配当ができるためには無償で出役しなければならない。しかし、将来何十年にわたって税務署がはたしてその出役したものを見めるかどうか。過去を認めてくれないとすれば、はたして無償ですっとやって経営ができるのかどうか。

司会(堺) 現金出資はないのか。

(津森) 現金出資のない組合もあるが、ある組合としては1割程度である。ないところは借入金でまかなっている。

(今田) 固定資産税の評価による価格を出資額としている。現金出資については出資の一部1割程度という状況というである。

(渡部) 土地については課税台帳の評価額、立木については大体地元にまかせているが、時価より若干低い額となっている。現金出資は1人1万円程度を徴収している。

(田栗) 私のところ(三朝町)では固定資産の評価額を参考にしている。現金出資の方は行っていない。

(山上) 佐賀県では現金出資については県の林務課の方で生産森林組合の設立の認可をする場合に生産森林組合の運営ができるのかという点から、設立以前3カ年程度の部落の林业関係の経費を検討して、当面2、3年位は運営でき

る程度というようなことを考え、もう1つその集団が所有する立木が、今後何年かのうち処分換金できれば、それを目処にして現金出資額を出させている。一概に1割というようなことはやっていない。実情を調査して1万円とか5万円とかいう金額を決めている。

司会（堺）吉嶺さん、今までの話にご意見はあるか。

（吉嶺）非常に参考になった。長崎県も生産森林組合は100余、組合員数も8,000人余あって、8,000万円余1人平均1万円位の現金出資がされている。少なくとも2、3年は運営できるものは現金出資すべきだと思う。現物出資についても今後の組合運営上、固定資産評価額なり、それが無理ならその何割かというようすべきだろう。

司会（堺）次の問題に移りたいと思う。佐賀県の池田さんから倉橋さんに質問がでている。

（池田）アンケート調査で適当とする組合員数と理想とする経営面積という形で調査されているが、現状の組合員数・経営面積と適当とする組合員数、理想の面積とにどのようなちがいがでたのか。

（倉橋）返答のあった12組合についてのみ報告すると、まず現状が31名、30haのある組合は21～50名、100ha以下がいいとしている。25名、247haの組合は21～50名。279名、29haの組合は51名以上100ha以下。39名、91haの組合は21～50名、100ha以下。208名、205haの組合は51名以上、301～500ha。6名、12haの組合は10人以下301～500ha。14名、25haの組合は11～20名、301～500ha。59名、84haの組合は10人以下、500ha以上、40名、100haの組合は10人以下で面積はわからない。41名、45haの組合は11～20人、100ha以下。25名、29haの組合は11～20人、100ha以下がいいとそれぞれ解答し

ている。

（池田）全体的にみると、現状の組合員数よりもう少し減ったほうがいい。経営面積については、現状より規模が大きいほうがいいという解釈でいいか。

（倉橋）大体それでよろしい。ただ経営拡大型の方は山村とか林業振興地域、逆に面積を縮小する方は農村型という地域性による差が出ている。

〈生産森林組合の執行、指導体制〉

司会（堺）生産森林組合に関して最後の問題であるが、熊本県南小国の中藤さんと北九州市の今崎さんから専従職員のいる生産森林組合について質問がでている。

（中藤）宗さんの報告の中で専従職員がいる組合が2組合あるということであった。南小国では規模も小さく、専従職員はおけないが法人であると税金の申告等をしなくてはならない。組合の指導・税金の申告等はどのような形でしているのか。

（今崎）事務・経理を生産森林組合から宗さんが請け負っているかどうか、請け負っているならば、いくら位で事務・経理をまかされているのか。

（宗）専従職員といつても、本職は別にもつている。生産森林組合の仕事は専従職員にまかされているが、決算書は私が目を通さないとできない。税金の申告も同じである。設立自体が県と森林組合が一体となって推進されており、整備手続きなどわざわざないので書類などいっさい私の方で行っている。全く無報酬であるが、森林組合の増資の際に、5万円を各生産森林組合に出資してもらった。入会権者を事務的に指導することは容易ではないが、地区内の林業を発展させる上で、互いに協力しなければならな

いと思っている。

司会（堺）倉橋さんの問題提起の中で専従職員をおいているところがあつたら聞せてほしいということであるが、大分県の田尾さんにお願いしたい。

（田尾）大分県日田市に高瀬森林組合があつて所有面積は約300haあり、組合員が約200名いて、森林資源の内容は大変良好である。高瀬の公民館の中に事務所をおき、1名の専従職員がいて、年間の報酬は約100万円位だと思うが、これは生産森林組合が出している。

（進藤）大分県では九重町に生産森林組合協議会があって、そこに専従職員を1名おいている。

（酒井）九重町には53組合あり、生産森林組合協議会はそれらの決算・経理業務報告等の指導を行っている。規模として300万円位の予算があつて町が5割、生産森林組合が5割で、生産森林組合は均等割と面積割という比率で150万円だしてもらっている。現在では町の財政も厳しいので検討中である。

司会（堺）ほかに生産森林組合で専従職員等をおいているところはないか。

（日高）宮崎県東臼杵郡東郷町に寺迫生産森林組合というのがある。経営面積は1,300ha約97%が人工林である。しかし余り壯齡林はない。この事務所は寺迫の農業協同組合の中にあって、10年前頃から男性の専従職員をおいて、主として経理関係を行っている。

（兼松）熊本県の矢部の方に下ナエシ生産森林組合があるが、ここは20年位前から経理に詳しい専従職員をおいている。農協の方の経理も40年ほどやっており、兼任という形になっている。この生産森林組合は資産に関して現金にかけられる資産だけでも何千万円もっている。それでも専従職員に支払っているのは年に1万円位である。

IV その他の問題

司会（堺）次にその他の問題に入る。まずはじめに山口県の松原さんから篠原先生に質問が出ている。

（松原）山口県も国有林の下げ戻しによってほとんどの市町村有林野が成立した。その中に是入会慣行なる山も多い。そのことで考えたのは、入会権を放棄する代償として交付金をやる。それを条例で決めるということがありうるか。一体入会権の放棄ということが行われたといえるのかということだ。

（篠原）国頭村において旧慣使用林野を整備する場合に、従来の農用地については払い下げてもらって権利を移した。しかし、隣接の村有林に対しては取得権を保持したいということで大きな問題に発展した。そして県当局もいろいろとかけあつたり、村も部落も説得したりしたが、なかなか折り合いがつかず結局交付金という形で結着をみた。私は入会林野の経営のコンサルタントをしていて、県の元林務課長から交付金の形でやるよう考えているのならどうかということを話され、50対50で部落の方の了解を得ている。その後交付金の制定とともに、国頭村有林野管理規則というものを設けて、これをすっかり条例であるような分取という形の入会慣行をなくしてしまっている。この交付金制度によって村有林管理・林産物収入に対して部落に相談したり同意を得たりする必要は全くない。森林を施業する場合でも、自由にできるということになった。それではこういう形であれば行政をすすめる上で、入会権はなくなっているのではなかろうかと判断をして了解した。しかし、学問的に入会権がなくなったことについては今だに松原さんが言われた疑問をもつてゐる。

(酒井) 入会整備事業には基本計画作成・調査・測量は補助金がでているが、最後の仕上げの計画書作成は専従職員をおかなければできない。九重町で一番多いときは5名も専従職員がいたおかげで、4,000町歩の整備ができている。そういうように市町村が本気に取り組まないとできないと思う。

(沖沢) 整備計画書作成にかなり町村の人の手間をかけているので、そのための入件費が問題だという話だと思うが、現在のところ基本計画どまりの予算になっている。ただ1つ整備計画書について助成しているのは、林業構造改善事業である。林業基本法ができたときに、林構事業が始まり、その中で入会の整備がうたわれたわけで、そういうことから整備計画書に対して助成することになっている。しかし実際中味をみると、整備計画書の印刷製本費までしか助成できない。入会を整備してある特定の個人

に権利を与えるための事務費まで助成するのは非常に予算措置がしにくい。

(小松) 高知県の生産森林組合の場合だと、入会林野の整備事業にかかる生産森林組合と平場の農民が山だけを借りて行う生産森林組合の2通りがある。何れにしても林業が低迷している中で、生産森林組合の経営をしていく上で不安になっている。また税金関係についても先き行に不安を感じているが、先ほどの宗さんから話しあったような形で、今後税金対策のこと研究会の中で検討し、機会あるごとに中央への働きかけも必要ではないかと考える。

司会(堺) 今回のシンポジウムは以上で終るが、司会の不手際で議論しなければならないことがいろいろと残ったようだ。それらは次回以降の課題に残したい。ともあれ、たくさんの方々にご発言を頂き、また長時間のご協力に感謝する。

入会林野等 整備実施状況

年 度	市 町	村 数	基 本 会 員 数	整 備 によ り 権 利 を 取 得 し た 者 の 数	整 備 面 積	整 備 後 の 状 況 (面 積)										
						經 営 形 態					利 用 目 的					
						生 产 森 林 組 合	農 業 生 产 法	農 業 生 产 人	其 他 の 畠	計	個 人	林 畠	農 畠	畜 畠	(面 積 を 含 む)	其 他
總 數			件	人	人	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
總 數	2,771	4,611	310,834	306,880	431,354	245,890	4,406	19,583	269,879	161,475	424,078	6,735	541			
昭和42	9	13	3,353	3,343	3,560	3,355	—	14	3,369	191	3,560	—	—			
43	109	229	16,023	15,772	23,631	13,937	129	797	14,863	8,768	23,193	410	28			
44	167	304	26,909	26,237	26,385	14,983	86	1,538	16,607	9,778	26,222	148	15			
45	197	345	24,305	23,921	35,579	19,722	378	1,943	22,043	13,536	35,137	437	5			
46	211	408	23,969	23,718	33,832	18,991	22	2,247	21,260	12,572	33,534	286	12			
47	250	445	30,259	29,918	42,515	21,369	350	2,196	23,915	18,600	42,044	458	13			
48	239	403	27,099	26,749	42,675	26,242	629	1,741	28,612	14,063	41,850	787	36			
49	263	514	34,844	34,540	52,663	33,748	213	1,199	35,160	17,503	52,041	547	75			
50	217	336	22,455	22,156	29,514	15,659	211	701	16,571	12,943	28,811	653	50			
51	239	371	24,378	24,050	30,039	20,448	.557	1,068	22,073	7,966	29,611	382	46			
52	239	299	19,560	19,386	32,412	17,510	1,152	1,224	19,886	12,526	31,344	1,032	36			
53	156	265	15,190	15,130	21,793	11,426	49	2,172	13,647	8,146	21,291	463	39			
54	151	220	13,933	13,718	20,619	10,361	316	680	11,357	9,262	20,374	139	106			
55	169	244	14,819	14,547	20,622	10,641	80	900	11,621	9,001	20,103	476	43			
56	155	215	13,738	13,695	15,515	7,498	234	1,163	8,895	6,620	14,963	517	35			

資料:林野庁森林組合課調べ。

大 会 記 事

西日本入会林野研究会第9回大会は昭和58年10月6~7日に長崎県五島において約220人の参加を得て開催された。

第5回屋久島大会について2回目の離島大会であったが、例年を上回る参加者となり、長崎県、岐宿町その他関係者の方々の行きとどいたご配慮もあって極めて充実した研究会となった。

林野庁森林組合課の沖沢幸二係長には忙しい中にもかかわらずわざわざ出席をいただき、「最近の林政の動向」についてご講演いただいた。

総 会 報 告

1. 会務報告

(1) 活動日誌

(昭和57年)

10.5~6 第8回大会(広島県湯来町)

12.3 運営委員会(第9回大会について)於東京

(昭和58年)

1.18 第9回大会のテーマ等について照会(運営委員及び各県幹事あて回答4)

6.10 林野庁森林組合課長に第9回大会につき、各県への通知を依頼

7.5 第9回大会のテーマについて照会(運営委員)報告書の選定一内定

8.1 第9回大会案内状を発信(各県幹事及び一部個人)

8.16 中及び東日本入会研究会会報を運営委員へ送付

8.22 会員確認及び会費の徴収について依頼(各県幹事あて)その他

9.12 会報第8号(広島県湯来大会)

発送(500部印刷、会員370人、報告者、各県、林野庁及び中、東日本入会研究会)

9月初旬 現地打合せ会(代表委員)

9.29 会員名簿(9月1日)出来

(2) 会計報告

別紙のとおり

2. 審議事項

(1) 次期開催地

島根県内の予定で準備を進める

(詳細は運営委員会と地元で協議する)

(2) 運営委員の選出

① 市町村関係

(i) 加藤 健(日野町)→久保政登
(広島県湯来町)

(ii) 山口 正郎(橋原町)→佐藤英男
(熊本県南小国町)

(iii) 酒井 利幸(九重町)→留任

(iv) 杉山宏明
(佐賀県富士町)

(v) 梶谷 善久(岐宿町)→次期開催市町村から選出

② 県関係

(i) 西森 正信(高知県)→倉橋門生幸
(高知県)

(ii) 松原 功(山口県公社)→留任

(iii) 中村 厚資(福岡県)→山口 節
(宮崎県)

(iv) 川上 和之(広島県)→渡部 弘明
(島根県)

(v) 高尾 徳次(長崎県)→留任

③ 大学等

(i) 大平 英輔(高知大)→留任

(ii) 北川 泉(島根大)→留任

(iii) 中尾 英俊(西南大)→留任

(iv) 堀 正紘(九州大)→留任

西日本入会林野研究会第8期決算報告

項 目		前 期 ('81.11～'82.9)	今期('82.10～'83.9)	
			金 額	摘 要
収 入	収 入			
	1. 前期繰越し	8,834	9,8216	
	2. 会 費	124,500	223,000	446人
	3. 大会参加費	322,000	344,000	172人
	4. そ の 他	9,137	6,866	
5. 収入合計		488,471	672,082	
支 出	支 出			
	1. 会報費	195,000	292,000	会報8号及び会員名簿
	2. 大会運営費	57,500	91,000	
	3. 連絡旅費	26,300	43,800	
	4. 運営委員会費	14,240	—	
	5. 通 信 費	21,920	16,070	
	6. 謝 金	45,000	65,000	
	7. 事務局費	30,295	29,000	
8. 支出合計		390,255	536,870	
次 期 繰 越 し		98,216	135,212	

昭和58年9月30日

西日本入会林野研究会

代表委員 中尾英俊

1984年6月29日印刷

1984年6月30日発行

編 集	西日本入会林野研究会
發 行	福岡市早良区西新6-2-92(814) 西南学院大学法学部内
	TEL(092)-841-1311
印 刷	松隈印刷株式会社 TEL(092)-721-0769

